

社会医療法人豊生会 行動計画

策定日 令和6年3月31日

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

〈目標1〉フルタイム職員1人あたり月平均所定外労働時間40時間未満とする。

〈対策〉

- 令和6年4月～ 状況を把握し、対策を検討し、推進する。

〈目標2〉男性職員の育児休業及び特別有給休暇（出産休暇）を併せて、取得率50%以上にする。

〈対策〉

- 令和6年4月～ 取得状況の実態把握、管理職会議等で取得を促す、職員向け資料にて対象者に取得を呼びかける。

社会医療法人 豊生会